

事務事業の見直しの考え方

(事務事業の見直しに係る平成30年度取組の総括)

令和元年6月

小平市

-目次-

はじめに.....	1
第1章 事務事業見直しに係る平成30年度取組の総括.....	2
1 職員提案募集実施概要.....	2
(1) 目的.....	2
(2) 募集内容.....	2
(3) 取組の手順.....	2
2 職員提案の応募状況.....	2
(1) 応募状況.....	2
(2) 提案の概要.....	2
3 行財政再構築推進委員会の概要.....	4
(1) 開催概要.....	4
(2) 行財政再構築推進委員会で取り上げた提案とそれに対する意見.....	4
4 平成30年度取組の総括.....	9
(1) 取組方法等について.....	9
(2) 事務事業を見直す際の視点.....	9
(3) 外部からの意見の重要性について.....	11
第2章 事務事業見直しの取組の今後の進め方.....	12
1 全体的な進め方.....	12
2 平成30年度行財政再構築推進委員会で取り上げた4事業について.....	13
(1) 「敬老記念品贈呈事業」の見直し.....	13
(2) 「動く市役所事業(5会場)」の見直し.....	13
(3) 「萩山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業」の見直し.....	13
(4) 中央公園駐車場の有料化.....	14

はじめに

事務事業の見直しについて、市では、これまでも行政評価を活用した事務事業の見直しや、スクラップ・アンド・ビルドの徹底など、常に様々な手法により取り組んできました。しかし、人口減少や超高齢社会の到来、市税収入の減少や経常経費の増加、施設の老朽化対策といった課題に対応し、行財政運営を持続させていくためには、事務事業を常に時代に即したものに直していく必要があります。そのためには職員の意識付けが重要となります。

そこで今回、事務事業の見直しに対する職員の意識の醸成を図りながら、廃止、縮小、統合、委託化、新たな財源確保などの見直し方策を、職員から広く収集することを目的として、職員による事務事業見直し案の提案募集を実施しました。

この提案募集は、通常実施している職員提案とは異なる取組として、試行的に行ったものです。

また、今回応募のあった提案を参考に、有識者・市民により構成する「小平市行財政再構築推進委員会」から、多数の助言や意見をいただきました。

今回の取組を踏まえ、提案の着眼点等の分析結果や、行財政再構築委員会からの助言・意見等を整理し、事務事業の見直しの取組に係る平成 30 年度の総括として、本資料を作成しました。

今回の総括を庁内で共有し、市の事務事業見直しの参考にするとともに、引き続き、全庁的な事務事業見直しに向けた取組を進めていきます。

第1章 事務事業見直しに係る平成30年度取組の総括

平成30年度（2018年度）に実施した職員による事務事業見直し案の提案募集には、多くの職員から提案が寄せられ、事務事業の見直しに対する多様な視点を得ることができたと同時に、見直しに対する職員の意識向上に寄与しました。

また、行財政再構築委員会からも、見直しの方法や留意点等、多くの具体的な助言・意見を得ることができました。

ここでは、平成30年度（2018年度）の取組について総括を行い、その内容について以下のとおり紹介します。

1 職員提案募集実施概要

(1) 目的

- ① 職員に対する事務事業の見直しの意識の醸成
- ② 事務事業の見直し方策の幅広い収集
- ③ 今後の事務事業の見直しの枠組みづくりの参考

(2) 募集内容

現在取り組んでいる事業の見直し（廃止、縮小、統合、置き換え、重点化、委託化、新たな財源の確保など）に係る具体的な提案

(3) 取組の手順

- ① 職員からの提案募集（5月下旬～7月中旬）
- ② 提案内容の把握、提案に対する関連課への意見書提出依頼（7月中旬～7月末）
- ③ 行財政再構築推進委員会（第4回及び第5回）での説明及び助言・意見聴取（8月～10月中旬）

2 職員提案の応募状況

(1) 応募状況

提案件数：62件（提案内容が重複する提案を除くと58件）

提案者数：37名

(2) 提案の概要

提案の着想・着眼点をひとつの切り口として、全ての提案を類型化するとともに、提案の概要を表1のとおり整理しました。

表 1. 提案の概要（提案の着想・着眼点別）（1/2）

提案の着想・着眼点			提案の概要
大分類	小分類	見直し等の方向性	
必要性・妥当性	時代・目的との適合性	<ul style="list-style-type: none"> 事業開始から一定以上の年数が経過した事業の検証 	<ul style="list-style-type: none"> 補助事業について、時代の変化やニーズの多様化により目的を失っており、見直しが必要とする提案 サービスについて、ニーズの多様化により、サービス内容がニーズに合っていないため、見直しが必要とする提案 補助対象として利用できる施設が時代とともに減少しつつあり、利用が限定的になってきていることから、見直しが必要とする提案 購入の助成対象の機器が年々安価になっているものや、機器の性能向上により助成対象の負担が軽減されてきているもの等、時代とともに補助対象の状況が変化してきている補助については、見直しが必要とする提案
	対象者・利用者の適合性	<ul style="list-style-type: none"> 対象者が極端に少ない事業のあり方の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 補助やサービス、施設利用の対象者や利用者が少ない、または利用者が減少傾向にあるため、見直しが必要とする提案
	類似事業の集約・統合、実施主体の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 庁内外で類似事業がある場合の事業の統廃合、実施主体の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 他の主体で同様なサービスを実施しており、重複感があるため、見直しが必要とする提案 イベント参加者が年々減少する中、市以外でも同様のイベントを実施しており、市のイベント実施の見直しが必要とする提案
	効果的な運営、事業の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 費用対効果の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 補助の効果が確認できない、または効果発現の見込みがないため、見直しが必要とする提案 取組の目的そのものが疑問であり、見直しが必要とする提案 効果に対するコストや職員の負担が大きく、必要性を感じないため、見直しが必要とする提案
公平性・受益者負担	公平性の確保	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対する受益者の割合（偏り）の確認 受益可能性の機会均等が保障されているか 	<ul style="list-style-type: none"> サービスの利用が、利用対象者のうち一部に偏っている状況であり、見直しが必要とする提案
	適正な受益者負担	<ul style="list-style-type: none"> サービス及び施設使用料の有料化・適正化、減免のあり方の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用について、使用料が定められているものの、減免により無料としている施設と有料としている施設があり、利用者負担の公平性に問題があるため、見直しが必要とする提案 同種の取組を行う中、一部についてはかかる経費が大きいことから、一部費用負担を求めているが、他のものには負担を求めているため、公平性に問題があり、見直しが必要とする提案

表 1. 提案の概要（提案の着想・着眼点別）（2/2）

提案の着想・着眼点			提案の概要
大分類	小分類	見直し等の方向性	
効率性	省力化・執行上の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT の活用 ・ 民間委託、指定管理者制度導入、PFI 等民間活力の導入 ・ 市民協働の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの運営方法の工夫による経費削減（イベント回数の減、参加主体での運営事務の分担等）の提案 ・ 施設の運営方法や設備等を変更することで、運営費や光熱水費等の維持管理費を削減しようとする提案 ・ 施設の管理・運営等への民間活力の活用の提案 ・ システム導入による内部事務の効率化・省力化の提案 ・ 体制や運用方法等の変更による内部事務の効率化・省力化の提案 ・ 横断的な業務の組織体制や施設利用の効率化の提案 ・ 行政資料の作成方針の見直しによる職員負担の軽減の提案
	施設の廃止等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老朽化や損傷の度合いが高く、民間施設を含め代替施設が存在する施設の統廃合の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代替する施設が存在する施設の廃止による経費削減の提案 ・ 廃止予定の施設を他の目的で利活用しようという提案
新たな財源の確保	新たな財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな財源確保策の提案、既存制度の拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ふるさと納税制度の活用による歳入確保の提案 ・ 施設整備等に係る新たな補助金の活用の提案 ・ これまで無料であった施設利用の有料化による歳入確保と、施設運営の効率化の提案
その他	事務事業全体の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市単独事業の点検と見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財源が一般財源のみであり、かつ事業の実施が法律等で義務付けられていない事業について、全体的に見直した方がよいとする提案

3 行財政再構築推進委員会の開催概要

(1) 開催概要

- ① 第 4 回委員会：9 月 19 日（水）14～16 時、健康センター4 階 第 4 会議室
- ② 第 5 回委員会：10 月 15 日（月）14～16 時、小平市役所 6 階 大会議室

(2) 行財政再構築推進委員会で取り上げた提案とそれに対する意見

議論を具体的に進めるにあたり、政策課、財政課、行政経営課で、事業内容がイメージしやすく、さらに見直しによる財源確保や市民サービスとの結びつきがわかりやすい提案を、事業に係る施策分野や事業種別などが偏らないよう、また、多様な着想・着眼点に係るものとなるよう抽出し、事例として提示しました（全 4 件を提示）。

行財政再構築推進委員会で取り上げた具体的な提案事例の概要とそれに対する関連課意見、行財政再構築委員会からの主な意見について、表 2 のとおり整理しました。

また、行財政再構築推進委員会で取り上げた提案事例に共通して出された意見を、表 3 のとおり整理しました。

表 2. 行財政再構築推進委員会で取り上げた具体的な事例の概要 (1/4)

提案件名	①「敬老記念品贈呈事業」の廃止・縮小
提案の着想 ・着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・時代・目的との適合性 ・類似事業の集約・統合、実施主体の見直し ・効果的な運営、事業の必要性
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市が行っている敬老記念品贈呈事業の廃止、または 88 歳対象者の廃止、対象年齢の引き上げ等の見直しを行う。 ・88 歳を迎えた方に 1 万円分の商品券、100 歳を迎える方に 3 万円の商品券を、毎年 9 月に民生委員・児童委員及び郵送にて贈呈しているが、88 歳の敬老記念品対象者は毎年増加傾向である。 ・事業が始まった昭和 33 年当時とは状況が変わり、今後高齢化率の上昇や平均寿命の延伸等により、敬老記念品対象者の増加による更なる事業費の増が想定されることから、本事業について見直しが必要と考える。 ・市が行っている敬老記念品贈呈事業と、社会福祉協議会が行っている 90 歳表彰の対象者の年齢が近く、対象者の多くが重複している。高齢化に伴い対象者が増える中で、似たような事業を両者でやらなくてもよいのではないか。
関連課意見	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み、対象者が年々増加する傾向にある。 ・社会福祉協議会が実施している 90 歳表彰は、市と共催の「高齢者福祉大会」に招待することと、表彰状及び記念品（お赤飯）の贈呈であり、御祝いとしては年齢に近いものがあるが、記念品としては大きな差がある。 ・限られた予算で本事業を継続していくためには、事業の縮小を視野に入れて検討していく必要があると認識している。 ・対象年齢については、他市の状況からも、現状維持が適正であると考えている。
行財政再構築委員会からの主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の実施事業との重複部分については、見直した方がよい。 ・一般的に、他でもやっている事業がある場合は、基本的には他に任せるといったルールでやっていくべき。一般的なルールのようなものを作り、内部で共有した方がよい。 ・事業年数が相当経過しており、時代の変化により目的が合わなくなっている場合、高齢者の健康増進や子育て、安全・安心に係る事業など、現在のニーズに合った事業に代替していく見直し方法もある。 ・助成・補助等の支給事業について、減額または廃止をする場合、一定の期間において一定の金額で段階的に減らすよりも、終期を明確にした上でそれを周知し、その年度に廃止をするという考え方の方が公平性を担保できるのではないか。

表 2. 行財政再構築推進委員会で取り上げた具体的な事例の概要 (2/4)

提案件名	②「動く市役所事業（5会場）」の見直し
提案の着想 ・着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・省力化・執行上の工夫 ・公平性の確保 ・対象者・利用者の適合性
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・動く市役所では現在、住民票の写し、印鑑登録証明書、市・都民税課税・非課税証明書等について、現地で即日交付することが可能となっている。 ・収納業務も実施しているが、現在では、金融機関はもちろんのこと、コンビニエンスストア等での支払いもできるようになっている。 ・本事業は、事業開始当時から取り巻く状況が変化しているにも関わらず、しばらく見直しがなされていない。 ・当市は市役所および東・西出張所があり、東西へ移動する交通手段については比較的便利であるが、市の中心線から離れている南北のエリアについては、市役所や出張所への交通手段も少ないことからアクセスが不自由で、動く市役所利用のニーズが高いと考える。 ・動く市役所の地域的なサービス提供の公平性が確保できるよう、ニーズが高いと考えられる南北の離れたエリアに巡回会場を設定することが望ましい。
関連課意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、高齢者だけでなく子育て世代にも利用されており、市役所や出張所から遠い地域に居住する市民等に対して窓口の利用機会を広く提供している。しかし、会場によって利用度合いの濃淡がある。 ・外部拠点における情報ネットワーク技術の向上、システム環境の整備が進んでいることから、いくつかの課題や条件が整理されれば巡回する会場の見直しについては検討の余地があると考える。 ・新会場と、本庁舎との移動距離と時間の見極め、施設の通年使用可能な受け入れ体制の見極め、施設の通信回線の有無の確認等が必要。
行財政再構築委員会からの主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を含め、対象者が少なく、かつコストがそれなりにかかっている事業について、コストや労力をかけるべき事業なのか、事業を廃止・縮小した場合の影響はどうかなど、事業の必要性や有効性について検証し、その結果に応じて、廃止や事業内容の縮小（会場の減、巡回回数の減等）を検討すべき。 ・利用状況やニーズを詳細に踏まえた上で、場所や時期、時間帯など、実態に即した見直しが必要。 ・現在は、コンビニエンスストアでの税金の納付や証明書発行が可能となってきた状況である。また ICT も進んできており、多様な実施手法がある中で、効率的な方法を検討すべき。

表 2. 行財政再構築推進委員会で取り上げた具体的な事例の概要 (3/4)

提案件名	③「萩山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業」の廃止・縮小
提案の着想 ・着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の廃止等の検討 ・類似事業の集約・統合、実施主体の見直し
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外プールである東部公園プールと萩山公園プールの両プールを廃止するか、存続する場合には、毎年どちらかの施設は利用可能となるよう、隔年で開設する。 ・屋外プールの開放事業は、年間の開設日数が限られているにもかかわらず、施設の維持管理費が多額である。 ・1つの市で、屋内体育館プールのほか、屋外のプールを2つ維持することは財政的に無理がある。 ・廃止の場合は、それにより生み出される財源を、運営を継続するプールの施設修繕費等に充当する。 ・屋外プール事業を廃止・縮小する場合は、近隣の公営プールや民間プール利用の割引制度の拡充などを検討する必要がある。
関連課意見	<ul style="list-style-type: none"> ・開設してから30年が経過し老朽化が進んでいるため、今後、益々安全な維持管理が困難な状況になっていくものと考ええる。 ・市営プールは3箇所、うち、夏季のみ開設する屋外プールは2箇所であり、今後施設の集約を進めていく方向にある中、かかるコストに対し、利用者の減少や、ゲリラ豪雨等天候により安定的に使用料収入を見込むことが難しくなっている。 ・施設を廃止する場合は、廃止の計画を策定し、市民説明会の開催等、市民意見を聞く必要がある。 ・隔年開設の場合、施設が使用されないことで発生する施設の損壊も想定できる。 ・東部公園及び萩山公園は都市計画公園であるため、廃止後の利用方法には一定の制限がある。
行財政再構築委員会からの主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の立場からすると廃止してほしくない。しかし、夏季しか開放しないものを、多額の費用をかけて維持するというのは効率的ではないし、難しいと考える。 ・損傷や老朽化により大規模な修繕が必要である場合、施設の損傷状況や耐用年数を確認した上で、費用をかけて延命化していくのか、廃止をするのか、十分に検討すべき。 ・その際、施設を継続して運営していくのであれば、今後の維持管理に係る費用を踏まえつつ、集客が図れるような料金で使用料を見直すべき。 ・施設の廃止をする場合、段階的な実施や、学校プールや民間が運営するプール利用による代替措置等も踏まえ、具体的で実現可能な方法で検討すべき。

表 2. 行財政再構築推進委員会で取り上げた具体的な事例の概要 (4/4)

提案件名	④中央公園駐車場の有料化
提案の着想 ・着眼点	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな財源の確保 ・適正な受益者負担 ・省力化・執行上の工夫
提案概要	<ul style="list-style-type: none"> ・中央公園の第一駐車場について、駐車場の利用を有料とする。 ・駐車場の利用者は、施設の一定空間を占有し、その駐車場の整備及び管理にはコストが必要であることなど特定の受益がある。そのため、「小平市公共施設等の有効活用に関する方針」(平成 19 年 9 月)において、公共施設の駐車場については、有料化に関する検討を進める方向性が示されており、特に中央公園駐車場については、具体的に取り組む事項となっている。
関連課意見	<ul style="list-style-type: none"> ・駅に近いことから、施設利用者以外にも多数駐車していることが想定される。 ・「小平市公共施設等の有効活用に関する方針」の方向性に従い、平成 26 年度に検討を行ったが、駐車場運営事業者に土地を貸し付けた場合、利用料金との兼ね合いから事業として成立しないとの結論に至った経緯がある。 ・週末は早い時間に満車となるため、有料化は有効な手法であるが、料金の設定や、障がい者、公園利用者等の減免について検討する必要がある。
行財政再構築委員会からの主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、無料の駐車場等で、目的外利用により混雑等が発生している場合については、有料化を検討すべき。その空間を使う以上は、誰しものが負担をするというのが最も公平な考え方である。 ・施設の使用料の設定については、他市の事例や、民間施設での使用料を参考に検討すべき。 ・料金設定は、利用目的による区別よりも、時間に応じた設定が、公平性の観点からは望ましい。 ・有料化について、現在の利用状況など、具体的なデータを用いながら丁寧に説明することで、利用者に理解してもらう必要がある。

表 3. 行財政再構築推進委員会で取り上げた 4 事例に対する共通意見

行財政再構築委員会からの主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・見直しの前提として、市の財政がだんだん厳しくなっていくことを示した上でないと、市民に納得してもらいながら進めるのは難しい。 ・利用者の意向や利用実態などの調査を行い、状況把握を行った上で見直しを検討すべき。 ・職員が直接やる必要があるのか、機械やICT、委託等で代替できないか、常に検討すべき。 ・市の独自事業を継続してくためには、事業の必要性や妥当性、効率性について検証を行い、必要に応じて事業を見直していくべき。 ・他市の実施状況等を把握し、それを踏まえた上で、見直しの経過をしっかりと説明すれば、市民に理解されやすいのではないかと。 ・見直す場合、可能なものは試行してみることが大事。
------------------	---

4 平成 30 年度の取組の総括

職員からの提案や行財政再構築推進委員会からの意見など、平成 30 年度（2018 年度）の取組を通じて、事務事業の見直しに当たり、改めて有効であると認識した事項等について、以下のとおり整理しました。

(1) 取組方法等について

① 今回の取組の効果

今回実施した事務事業の見直しに係る職員提案に、多数の応募があり、事務事業の見直しに対する多様な視点を改めて認識することができました。

また、この取組により、事務事業の必要性ややり方について素朴な疑問を持ち、事業の現状を捉えた上で、継続して実施すべきか、またはもっと違うやり方ができないかなど、見直しについて考えるきっかけとなったことで、事務事業の見直しに対する職員の意識の向上が一定程度図られたものと考えます。

今回の取組により、多くの考え方を得られたことから、当面は事務事業の見直しに係る新たな職員提案募集の実施は予定しておりませんが、今回の取組結果を参考に、各部署において所管する事務事業の点検を行い、その結果に応じて見直しを行っていく必要があります。

(2) 事務事業を見直す際の視点

① 時間軸に沿った評価

「敬老記念品贈呈事業」のケースのように、事業開始から相当な年数が経っており、事業を取り巻く環境が大きく変化している場合（「敬老記念品贈呈事業」の場合は急速な高齢化）、事業の目的や対象が時代に合わなくなっている、または将来的に合わなくなることが懸念されます。

また、「動く市役所事業」のケースでは、コンビニエンスストアでの税金の納付や証明書発行が可能となってきている中、これまで見直しが行われていないことに対し指摘がありましたが、同様に、一定の期間見直しがなされていない事業が存在すると想定されます。

このことから、事業開始時の事業の目的はどうであったのか、事業開始時からの環境の変化を踏まえた見直しは行われてきたのか、現状での必要性がどうなのか、今後、対象者やニーズがどう変化し、それに対応して事業をどのようにしていくべきのかなど、過去、現在、未来と、時間軸に沿った視点で評価することが必要です。これにより、事業の見直しや事業継続の必要性を合理的に判断できるほか、見直しの際に、対象者の理解を得るための有効な根拠となります。

② 他で同様の事業を実施している場合の整理統合

「敬老記念品贈呈事業」のケースでは、小平市社会福祉協議会が同様の取組を実施しているため、市の事業をやめても良いのではないかという提案がありましたが、同様に、国や東京都、民間事業者、市民活動等、他でも同様の事業を実施しているようなケ

ースが考えられます。

このような場合、果たして市がやるべき事業なのか、他に任せてもよいのではないかという視点に立ち、市が実施することの必要性について、検証する必要があります。

③ 適切な受益者負担の設定

「中央公園駐車場の有料化」のケースでは、施設の空間を使う以上は誰しもがそのコストを負担するというのが最も公平であるため、原則有料化するべきとの意見が出されました。

また、「萩山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業」のケースでは、運営や維持管理に係るコストに対し、使用料の設定が低すぎるのではないかとの意見もありました。

施設の維持管理等には、人件費を含めたコストが必ず伴うものであり、それを使う人が負担するのが最も公平であるという考え方に立って、施設の種別や立地等の条件を勘案しながら、適切な費用負担を設定することが必要です。

④ 事業の適切な実施手法の検討

「動く市役所事業」のケースでは、当該事業を含めた市役所の窓口業務全体で業務の標準化を図り、委託化や ICT の導入などにより、効率化を図るべきとの意見がありました。このことは、業務改革の方向として国が示している考え方でもあり、市でも令和元年7月から、市民課や保険年金課を中心とした窓口業務委託の拡大を図る予定です。

市の直営で実施している事業については、業務の効率化、サービスの向上等の観点から、費用対効果等を勘案した上で、適切な実施主体（委託化など）や実施手法（ICT の導入など）を検討する必要があります。

⑤ 見直しの根拠となるデータ収集の必要性

行財政再構築推進委員会において、全てのケースについて、実態に即した見直しや、見直しに対する市民の理解を得るためには、事業の現状や将来の見込みについてデータとして把握し、それを根拠として公表することが重要であるとの意見が出されました。

利用状況やニーズ、実施体制、実施手法、コスト（人件費含む）、施設の運営・維持管理事業であればさらに、施設の損傷や老朽化の状況、修繕に必要なコストなどの、事業の状況を表すデータを、過去、現在、将来と時系列的に把握し、見直し前後の定量的な費用対効果の変化を確認するなど、これらに基づいた事業の必要性や方向性の判断を行うことが必要であると考えます。

また、このことは、事業見直しの方針を市民に説明する際に、市民が理解するための方向性の根拠や、市民が判断するための材料としても重要であると考えます。

なお、データの整理には、決算資料や行政評価資料（施策評価票及び事務事業評価票）を有効に活用していくことも考えられます。

⑥ スクラップ・アンド・ビルドの徹底

事業を廃止する場合、「敬老記念品贈呈事業」のケースでは、例えば高齢者の健康増進に係る事業への置き換えや、「萩山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業」のケースでは、学校のプールや民間が運営しているプール利用による代替措置を行うなど、単に廃止するのではなく、他の事業への置き換えや統合等を検討することが、市民の理解を得る上では重要であるとの意見が多く出されました。

事業点検の結果、事業を廃止または縮小することが妥当と判断した場合には、単に廃止するだけでなく、現在のニーズに合った事業や、施策として重点化すべき事業への置き換えや統合等を検討することが求められます。

⑦ 見直しを検討するタイミング

行財政再構築推進委員会において、事業に係る体制の変更や環境の変化のタイミングを、事業を見直すきっかけとして捉えるべきとの意見がありました。

システムや機器、設備等の切り替えや関連計画、体制の変更等、その事業に関連する体制や環境の変更のタイミングを捉えて、事務事業の見直しを行うことが必要です。

(3) 外部からの意見の重要性について

① 行財政再構築推進委員会等、外部から意見をもらうことの重要性

今回、行財政再構築推進委員会から意見を求めた結果、事務事業の見直しが必要とされる背景を十分に踏まえた上で、有識者はもちろん、事業の受益者となる公募市民からも見直しの推進に向けた建設的な意見を得ることができ、広い知見を得ることができました。

今後も取組を進めていくに当たり、引き続き、行財政再構築推進委員会を積極的に活用していくこととします。

第2章 事務事業見直しの取組の今後の進め方

1 全体的な進め方

平成30年度（2018年度）の取組では、職員から応募のあった提案から4事例を抽出し、行財政再構築推進委員会に提示して、事務事業の見直しに関する助言や意見をいただきました。今回抽出した事例は、事業に係る施策分野や事業種別などが偏らないよう抽出することに留意し、その結果、前出のとおり、様々な助言や意見を得ることができました。

令和元年度（2019年度）及び令和2年度（2020年度）についても、平成30年度（2018年度）に募集した職員からの提案事例のほか、全事務事業を対象に、政策課、財政課、行政経営課で具体的な事業を抽出し、それに対する見直し等の考え方について、行財政再構築推進委員会から助言や意見を収集し、各事務事業の個別点検を行う上での視点や、見直す際の考え方等について整理していきます。

また、個々の事務事業の点検だけでは対応できないような組織横断的な事務事業の見直しの考え方についても、行財政再構築推進委員会から意見を求め、整理していくこととします。

令和3年度（2021年度）以降については、抽出した事務事業の見直しの取組で得られた考え方や留意点等を参考にしながら、各部課での自己点検による所管事務事業の見直しを進めるとともに、行財政再構築推進委員会等の外部意見を活用しての組織横断的な取組などによる見直しの”仕組み化”を目指していきます。

表4. 事務事業見直しの取組に係る今後のスケジュール（案）

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度以降 (2021年度以降)
事務事業の見直しに係る職員提案				
具体的な事務事業見直し案に対する行財政再構築推進委員会での意見聴取				
見直しの仕組み化 (各部課での自己点検による見直し、外部意見を活用した組織横断的な見直し等)				

2 平成 30 年度の行財政再構築推進委員会で取り上げた 4 事業について

平成 30 年度（2018 年度）開催の行財政再構築推進委員会において、事務事業見直しの議論の参考として提示した具体的提案事例 4 件に係る事務事業について、以下のとおり進めていきます。

(1) 「敬老記念品贈呈事業」の見直し

高齢者を対象とする、より効果的な事業への転換などを含め、令和元年度（2019 年度）に事業の見直しを進めていきます。

(2) 「動く市役所事業（5 会場）」の見直し

情報通信技術の発達に伴い交付枚数が低下傾向にある証明書交付事務の状況を踏まえて巡回会場等を見直すなど、令和元年度（2019 年度）に事業の見直しを進めていきます。

(3) 「菘山・東部公園プール一般開放及び維持管理事業」の見直し

施設の損傷状況が激しく、施設の継続的な安全運営が懸念されている屋外プールの今後の管理運営の方向性について、令和元年度（2019 年度）から庁内の調整を進め、決定していきます。

(4) 中央公園駐車場の有料化

駐車場利用の適正化を図るため、令和元年度（2019 年度）に、職員による簡易な利用実態調査を実施し、駐車場の有料化に向けた手続きを進めていきます。